

# 衆議院経済産業委員会ニュース

平成 27. 4. 22 第 189 回国会第 10 号

4 月 22 日（水）、第 10 回の委員会が開かれました。

## 1 電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第 29 号）

- ・宮沢経済産業大臣、平内閣府副大臣、山本厚生労働副大臣、山際経済産業副大臣、関経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 佐藤 ゆかり君（自民）

- ・エネルギーシステム改革後における発電事業者が健全な発電事業を行うために望ましい業界規模、収益性、及び電源別事業者構成はどのようなものか。
- ・消費機器の初期投資コストが回収できていない既存のガス事業者と、新規参入事業者との間で、どのように競争条件の公平性を図ることとしているのか。

### 細田 健一君（自民）

- ・原発の新規制基準への適合性審査の迅速化のため、原子力規制委員会はどのような措置を講じているのか。
- ・原子力損害賠償制度については、事業者に見込み可能性を与えるためにも、事業者の責任形態や国の関与の在り方に係る規定を見直す必要があるのではないか。

### 富田 茂之君（公明）

- ・エネルギーミックスにおいては、再生可能エネルギーについてどのような在り方が望ましいかと宮沢経済産業大臣は考えているのか。
- ・ドイツでは、再生可能エネルギーの導入が拡大した一方で課題も多く存在するが、我が国ではドイツの事例から何を学び、今後どのように活かしていくのか。

### 神山 洋介君（民主）

- ・熱供給事業の持つ可能性及び効果について、政府による評価を伺いたい。
- ・排熱利用、地中熱等の未利用エネルギーに基づく熱利用を促進していく必要があるのではないか。

### 渡辺 周君（民主）

- ・天然ガス利用の面的拡大のためのコージェネレーション及び燃料電池の普及に関して、宮沢経済産業大臣の見解を伺いたい。
- ・ガス事業について、経過措置が適用されることになったとしても、安易な値上げを許さない料金規制の運用が求められるのではないか。

### 中根 康浩君（民主）

- ・ガス導管事業者とそのグループのガス製造事業者や小売事業者との間における兼職制限の例外事由を定める省令の具体的要件等についての見通しを伺いたい。
- ・本法案に盛り込まれている検証規定に基づく検証の結果、ガス事業の法的分離等の実施が停止・延期されることもあり得るのか。

### 近藤 洋介君（民主）

- ・原子力事業の環境整備が整っていない状態では、検証規定に基づき電力自由化を延期せざるを得ないと受け止めるが、宮沢経済産業大臣の見解を伺いたい。
- ・いわゆるスト規制法と電力の安定供給の関係性及びスト規制法の再検討の時期について伺いたい。

### 落合 貴之君（維新）

- ・政府が検討しているエネルギーミックスは、電力システム改革に大きな影響を与え、本法案の審査の大前提となるため、早期に明らかにするべきではないか。
- ・本法案の検討段階では、一般送配電事業者の取締役等が退任後にグループ会社の取締役等に就任する場合に一定期間の就任制限を設けることが検討されていたが、最終的に本法案に規定されなかった理由は何か。

### **鈴木 義弘君（維新）**

- ・電力自由化の実効性を高めるために、大手電力会社に卸電力取引所への電力拋出を義務付ける等の電力市場活性化策が必要ではないか。
- ・電力の地産地消を促すために、託送料金の算定根拠である総括原価方式は見直すべきではないか。

### **真島 省三君（共産）**

- ・これまでの電力の部分自由化で競争原理が働かなかった原因は何か。
- ・自由化以降も、消費者が引き続き価格形成に参画する場を設けることが必要と思われるが、政府の見解を伺いたい。

### **野間 健君（無）**

- ・原子力発電への投資は長期に渡り大規模な金額が必要となるため、電力自由化によって原子力産業が消滅するおそれがあるのではないか。
- ・エネルギーミックスの目標を実現するために高額な電源が利用されることになれば、電力自由化の目的である電力価格の抑制が達成できなくなるのではないか。